

特集 /

# 選挙で創る「私たちの未来」

町選挙管理委員会（総務課総務係内） ☎ 0943-32-1255

選挙に行く？ 行かない？

政治って私に関係あるの？

私の1票に価値はある？

政治は大人がやるものじゃん？

町政は一番身近な政治

## 政

治というワードを聞いて、皆さんは何を連想しますか？

「総理大臣」「衆議院」「国会」

など、自分とは少し離れた物事を思い浮かべる人も少なくないのではないのでしょうか。

政治の基となる日本国憲法は「3原則」を柱に制定されており、その柱の一つに国民主権を掲げています。「国の在り方を決定するのは、あくまで国民である」という、民主政治の基本的な考え方です。選挙は特定の人のために行われるものではなく、誰にでも平等に1票を投票する権利があり、その価値も平等です。

本来「政治」とは、私たちの生活において一番身近にあるものであり、密接に関わってくるものです。国の政治、都道府県の政治、そして各自自治体の政治があり、私たちの生活基盤が形成されています。その中でも、町政が一番身近な政治です。選挙は私たちの意思や声を代弁してくれる「代表者」を決めるので、誰が選ばれるかで町の在り方も大きく変わります。

選挙に行くメリットとは？

【メリット その①】

自分の意思が政治に反映されるようになる

町政を担う代表者を選出するのが選挙です。投票することで、自分の意思を社会に反映させることができるようになります。

【メリット その②】

お金の使い道を決める権利を行使できる

福祉や教育などの町政を運営する費用は、皆さんが納めた税金が充てられています。つまり選挙は、皆さんが納めたお金を「何のために」「どのように」使うかを決めるものでもあるのです。したがって、投票することで、生活のどの部分にお金を使いたいかなど、税金の使い道に自分の意思を反映させることができるようになります。

「社会に意思表示できる権利」を持っているのに、その権利を行使しないのは、もったいないと思いませんか？



誰が選ばれても同じでしょ？

投票はどこでやってるの？

選挙に行くメリットって何？

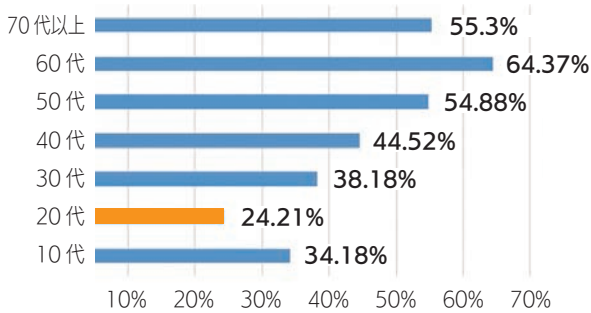
私が投票しなくても何も変わらないよね？

### 選挙年齢引き下げの意図

平成28年6月に投票権が「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられ、未成年でも投票できるようになりました。昨年4月には、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。どちらも「未来を担う若い人たちに、早い時期から社会活動に参加してもらいたい」という意図があります。しかし、今もなお若年層の投票率が低いことは、全国的な課題です。

昨年の参議院議員選挙の投票率を見てもみましょう。図1は広川町の年代別投票率です。

図1 広川町の投票率



30代以下の投票率が低いことがわかります。特に20代の投票率の低さが目立ち、60代の半分にも満たない投票率となりました。

全国平均の投票率と比べると、20代は約10パーセント、30代は約6パーセント低い結果が出ています。全国的に、若年層の投票率は低い水準で推移していますが、広川町の投票率は全国の平均投票率を下回っているのが現状です。

### 若年層の投票率が上がることで見えてくる政治のかたち

年代で投票率に差があると、投票率の高い年代向けの政策が優先される傾向にあります。若年層の投票率が上がることで、立候補者は若年層のニーズに沿った政策も打ち出す必要性が出てきます。

社会を構築し、未来を創造するのは政治家だけの仕事ではありません。代表者を選出する、私たち一人ひとりの責務でもあります。まずは身近な町政に参加することで社会や政治に関心を持ち、これからの未来を一緒に考えていきましょう。

# 20歳を迎えた人たちに、 政治や選挙に対する本音を 聞きました

そもそも政治ってなに？

政治って  
私たちの世代に  
関係あるの？



## INTERVIEW

私たちにメリットある？

選挙権が与えられる18歳になったとき、ワクワクしながら選挙に行ったことを覚えています。初めて政治に参加できる立場になったのだとうれしく思いました。積極的に選挙に参加し、政治を自分なりに考えることで、社会のいろいろなものが見えてくるのだと感じています。



西木友哉さん

選挙ってみようかな

政治って難しくない？



宮瀬莉央さん

若い人は、“政治”というワードを聞くだけで「近寄りづらい」「堅苦しい」ものを連想し、距離を感じてしまいがちです。今の若者は、テレビや新聞で情報収集をする人は少ないように感じます。若者に対しての情報発信をするのであれば、SNSが一番効果的だと思います。私は広川町で就職したいと考えていることもあり、町政にはとても興味があります。特に、自分が親になったときのことも考え、子育て支援が充実した町であってほしいです。

暮らしやすい町であって欲しい...

若者には関係ない...

高齢者に対する政策ばかり打ち出されるため、あまり自分たちの世代には関係ないと思ってしまっているのが本音です。もっと若者にメリットのある政治をしてほしいです。年齢層的にもそうですが、どこかに偏った政治ではなく、広川町全体を考え、伝統も大切にしながら町政を担ってほしいです。



中村雄平さん

でもいずれは僕らの世代がやるんだよね

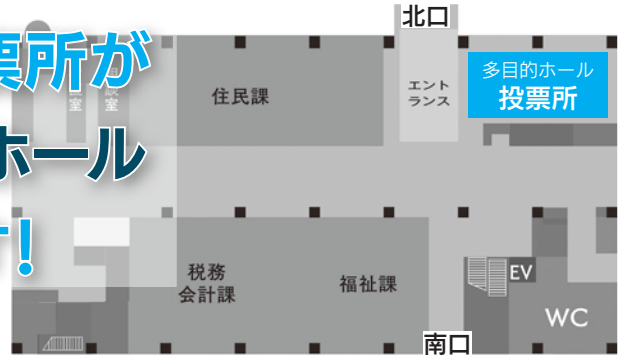
大人がやるものでしょ？



松崎勇人さん

今は広川町に住んでいませんが、自分の親に幸せな人生を送ってもらうためにも、今後の町政はとても気になります。選挙は18歳以上であれば誰でも参加できるものなので、今後も積極的に参加していきたいと思います。

# 第4投票所と期日前投票所が 広川町役場 1階多目的ホール (スペース) に変わります!



第4投票所以外の投票所は  
これまでと変わりません。

## 投票所をご確認ください

当日の投票所は、お住まいの地域によって異なります。事前に選挙管理委員会が郵送する投票所入場券の表面に記載されていますので、確認の上お越しください。



第1投票所

鬼ノ瀧区  
公民館



第2投票所

上広川小学校  
屋内運動場



第3投票所

広川中学校  
武道場



第5投票所

広川町  
産業展示会館



第6投票所

下広川小学校  
屋内運動場

## 投票までの簡単「5 STEP」



STEP.1

入場券を受け付けの  
係員に渡します。



STEP.2

本人確認をします。



STEP.3

投票用紙を受け取り  
ます。



STEP.4

記載台で候補者名を  
記入します。



STEP.5

投票箱に投票用紙を  
入れたら完了!

このような行為  
は絶対にダメ!



### 投票するときの「2つ」の禁止事項



相談や投票の指示をする



電話しながら候補者を  
記載する

投票用紙は確実に投票箱に  
入れましょう!



▼投票用紙が投票箱に  
入らないと無効票に  
なってしまいます。

# あなたの一票が未来を創ります！



	福岡県議会議員一般選挙	広川町長選挙
告示日	3月31日(金)	4月18日(火)
投票日時	<b>4月9日(日)</b> 7時～20時	<b>4月23日(日)</b> 7時～20時
投票できる人	平成17年4月10日までに生まれた人で、令和4年12月30日までに広川町に転入を届出、引き続いて住民基本台帳に登録されている人。  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;">                     広川町から県内のほかの市町村に転出しても、広川町で投票できる場合があります（詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください）。                 </div>	平成17年4月24日までに生まれた人で、令和5年1月17日までに広川町に転入を届出、引き続いて住民基本台帳に登録されている人。  ※入場券が届いても町外に転出（転出届を提出）すると投票はできません。
投票場所	選挙管理委員会が郵送する入場券に記載	
持参品	選挙管理委員会が郵送する入場券  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;">                     入場券をなくした人も投票することができます。投票所で係員にお申し出ください。（運転免許証や保険証などの本人確認ができるものが必要です）                 </div>	
投票方法	投票用紙に投票したい候補者の名前を記入する。  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;">                     「代理投票」や「点字投票」を希望する人は、投票所で係員にお申し出ください。                 </div>	
期日前投票 期間	<b>4月1日(土)～4月8日(土)</b> 8時30分～20時	<b>4月19日(水)～4月22日(土)</b> 8時30分～20時
場所	広川町役場 1階多目的ホール（スペース） ※今回から場所が変わりました。	
持参品	入場券（入場券の裏面「宣誓書」に氏名・生年月日などを記入し、持参ください）	

広川町長選挙 立候補予定者説明会	【日 時】 3月21日(木) 10時～ 【持参品】 印かん	【場 所】 広川町役場 3階会議室 301
---------------------	----------------------------------	-----------------------

# 投票立会人を募集します！



応募者は投票立会人として登録され、4月実施予定の「福岡県議会議員一般選挙」「広川町長選挙」にご協力いただくほか、今後の選挙開催時に、選挙管理委員会から協力を依頼することがあります。

## 仕事内容

投票が公正に行われるよう、投票事務全般に立ち会っていただきます。

[ 仕事内容の一例 ]

- 投票所の開閉
- 最初の投票の前に投票箱が空であることの確認
- 投票録などへの署名・押印
- 投票時間終了後の投票箱の閉鎖 など

## 募集期限

2月17日(金)

- ※ 今後行われる選挙については、随時応募を受け付けます。応募後は、「投票立会人名簿」に登録されます。登録は、抹消の意思表示があった場合や町外転出などで資格を喪失した場合に抹消されます。
- ※ 選挙がある年に選挙管理委員会が意思確認をします。(選挙がない場合は、毎年9月に意思確認をします)

## 応募方法

「投票立会人登録申請書」に必要事項を記入し、持参・郵送・メールのいずれかの方法で広川町選挙管理委員会へ提出してください。申請書は町ホームページまたは広川町役場総務課窓口で取得できます。



## 応募資格

18歳以上で広川町の選挙人名簿に登録されている人

公平・公正な選挙の実施にご協力ください！



## 立会日時と報酬

立会の種類	期日前投票所	当日投票所
立会時間	8時30分～20時 (8時20分集合)	7時～20時 <sup>※1</sup> (6時30分集合)
報酬 <sup>※2</sup> (日額)	9,600円 (所得税源泉徴収後 7,940円)	10,900円 (所得税源泉徴収後 8,910円)

※1……2人のうち1人は、投票所閉鎖後に投票管理者と投票箱を開票所へ運びます。

※2……報酬から源泉徴収された所得税は確定申告で精算してください。